

第 1 6 5 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 2 5 年(2013 年) 4 月 1 9 日(金)

議 事 録

会議名		第165回杉並区都市計画審議会
日 時		平成25(2013)年4月19日(金)午前10時00分～午後0時10分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒 川・村 上・関 口 〔区 民〕 篠 ・上 野・松 枝・田 丸・大 原 〔区議会議員〕 堀 部・富 田・山 下・市 橋・渡 辺・ 齊 藤 〔関係行政機関〕 浅 見・野 口
	説明員 (区)	〔政策経営部〕 企画課長 〔危機管理室〕 防災課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、まちづくり担当部長、 都市再生担当部長、土木担当部長、 特命事項担当参事(道路担当)、都市計画課長、 調整担当課長、鉄道立体担当課長、住宅課長、 まちづくり推進課長、都市再生担当課長、 防災まちづくり担当課長、建築課長、 土木管理課長、道路区域整備担当課長、 土木計画課長、交通対策課長、 みどり公園課長、公園整備担当課長、 杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境部長、環境課長
傍 聴	申 請	1名
	結 果	1名
配布資料		☆郵送分 ○配布資料一覧 〔審議事項〕 ・東京都市計画公園の変更(杉並第2・2・9号 三谷公園)[杉並区決定] ○議案書、参考資料 〔報告事項〕 ・杉並区まちづくり基本方針の改定素案について ○概要版、本編 ・「杉並区バリアフリー基本構想」(案)の策定について ○概要版、本編 ☆当日配布資料 ○第165回杉並区都市計画審議会次第

議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 委員委嘱の紹介 4. 議席の決定 5. 署名委員の指名 6. 傍聴の確認 7. 議題の宣言 8. 議事 <ul style="list-style-type: none"> [審議事項] <ul style="list-style-type: none"> ① 東京都市計画公園の変更(杉並第 2・2・9 号 三谷公園)[杉並区決定] [報告事項] <ul style="list-style-type: none"> ① 杉並区まちづくり基本方針の改定素案について ② 「杉並区バリアフリー基本構想」(案)の策定について 9. 事務局からの連絡 10. 閉会の辞
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

発言者	発 言 内 容
-----	---------

都市計画課長 皆様、おはようございます。定刻より若干早いですが、会議の開催をお願いしたいと思います。

初めに、会議の成立についてご報告します。本日は中井委員、金子委員、小川委員、光森委員、徳田委員の5名の委員から、所用のため欠席とのご連絡を頂戴しています。なお、おくれてお見えになる委員が1名いらっしゃいますが、現時点で都市計画審議会委員21名のうち15名の委員が出席されていらっしゃいますので、第165回杉並区都市計画審議会は有効に成立してございます。

続きまして、会長より開会宣言をお願いします。

会長 それでは、ただいまから第165回杉並区都市計画審議会を開会します。審議に先立ち、事務局から報告等がありますので、よろしくお願ひします。

都市計画課長 それでは、初めに事務局から、杉並区都市計画審議会の委員の委嘱についてご報告します。

初めに、行政機関委員として杉並消防署長の異動がございまして、新しく浅見繁委員が杉並消防署長となられ、4月9日付で委嘱をさせていただきました。浅見繁委員でございます。

委員 浅見です。よろしく申し上げます。

都市計画課長 ありがとうございます。

続きまして、行政機関委員として杉並警察署長の異動がありまして、新しく野口耕樹^{たかき}委員が杉並警察署長となられ、4月9日付で委嘱をさせていただきます。野口耕樹委員でございます。

委員 野口です。どうぞよろしく申し上げます。

都市計画課長 なお、委嘱状は机上に置かせていただきましたので、よろしく申し上げます。以上、新しく委員になられた方のご紹介をさせていただきます。

続きまして、4月1日付で区の人事異動がありましたので、都市整備部長よりご紹介させていただきます。

都市整備部長 まず私ですが、4月1日付で都市整備部長になりました大塚です。よろしく申し上げます。

それでは、私より異動になりました職員を紹介します。

まちづくり担当部長、和久井でございます。

産業振興センター次長、まちづくり振興担当兼務の内藤でございますが、本日は所用のため欠席しています。

続きまして、特命事項担当参事（道路担当）の小町です。元都市整備部長でございます。

次に、調整担当課長の緒方でございます。

鉄道立体担当課長、西武線沿線地区まちづくり担当兼務、友金でございます。

まちづくり推進課長、阿佐谷地区・久我山地区まちづくり担当兼務、鈴木でございます。

都市再生担当課長、荻窪地区・西荻地区まちづくり担当兼務、河原でございます。

防災まちづくり担当課長、伊藤でございます。

土木管理課長、日暮でございます。

道路区域整備担当課長、三浦でございます。

土木計画課長、高円寺地区まちづくり担当兼務の浅井でございます。

公園整備担当課長、土肥野でございます。

杉並土木事務所長、河俣でございます。

最後になりますが、環境課長の齋木でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 続きまして、委員の委嘱がありましたので、都市計画審議会運営規則第4条に基づく議席の決定を会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長 議席につきましては、現在お座りのところを議席にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

では、そういうことで承認させていただきました。

都市計画課長 それでは、事務局より議席表をお配りいたします。

(議席表配付)

都市計画課長 引き続きまして、本日の署名委員のご指名をお願いします。

会長 本日の会議記録の署名委員として、山下委員にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、その次に、傍聴のほうは今日はどうなっていますでしょうか。

都市計画課長 本日、1名、傍聴の方がいらっしゃいます。

会長 傍聴だけですね。

都市計画課長 はい。

会長 最初に、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長 本日の議題は審議案件1件、報告案件2件でございます。

審議案件は、東京都市計画公園の変更(杉並第2・2・9号三谷公園)[杉並区決定]です。

報告案件の1件目は、杉並区まちづくり基本方針の改定素案についてです。

2件目は、「杉並区バリアフリー基本構想」(案)の策定についてです。資料はあらかじめお送りしていますが、お手元にお持ちでしょうか。よろしいでしょうか。

会長 それでは、議事に入ります。審議案件は1件、東京都市計画公園の変更(杉並第2・2・9号三谷公園)[杉並区決定]について。最初に説明をよろしくお願いいたします。

公園整備担当課長 私からは、議案1の三谷公園の都市計画変更についてご説明させていただきます。

説明に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、表紙に「東京都市計画公園の変更について（案）一杉並第2・2・9号三谷公園一」と記載されているもので、表紙を含めて5枚になります。

そのほかに、参考資料をご用意しています。こちらは表紙を含めて6枚からなります。

全てお手元にございますでしょうか。不備がありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

まず初めに、今までの手続の概要について、参考資料でご説明させていただきます。参考資料の1をお開きください。

「当該地の概要」は、資料のとおりです。

「手続の概要」ですが、2月28日、三谷小学校において拡張部分を都市計画公園とすることと合わせて、設計について住民説明会を開催しました。なお、この説明会の案内は公園予定地周辺、半径およそ250メートルの範囲、約1,500戸にチラシをお配りしてお知らせしています。その結果、12名の方々にご参加いただきました。

住民説明会では、都市計画公園の区域を広げることにご理解をいただき、今後は地域の皆様のご意見を伺いながら、引き続き公園拡張部分の設計を進めていくことになりました。

また、都市計画変更に先立ち、都知事との協議が必要となりますが、今回の変更協議について、2月18日付「都として意見はありません」という旨の協議結果通知を受けています。

案の公告・縦覧は手続に従い、3月14日から2週間、区のホームページ及び都市整備部都市計画課窓口において行いました。その結果、意見書の提出はありませんでした。

次に、杉並区における都市計画公園の概要と三谷公園の計画地の現況、及び周辺状況について説明させていただきます。参考資料2をお開きください。

こちらに杉並区の主な都市計画公園・緑地についてお示ししています。杉並区の都市計画・緑地の配置の特徴としましては、善福寺川、神田川、妙正寺川といった河川沿いに多く広がっていること、また国有跡地、企業グラウンドの跡地などが比較的バランスよく配置されているこ

とが挙げられます。

これらの比較的大きな都市計画公園のほかに、主として街区内に居住する人たちの利用を目的とした住区基幹公園として、現在 46 カ所の街区公園が都市計画決定されています。

次のページをごらんください。杉並区の都市公園の種別ごとの計画決定箇所数、面積を載せた総括表でございます。

全体を見ますと、平成 25 年 4 月 1 日現在の数値として、計画決定箇所は 63 カ所で、面積は 174.5 ヘクタール。そのうち、主に区民の皆様にご利用いただいている供用済み箇所としては 59 カ所で、面積は 89.95 ヘクタールとなっています。

参考資料 4 をごらんください。こちらが三谷公園の現況写真です。当該地は昭和 42 年 8 月に都市計画決定され、昭和 43 年 4 月に区立三谷公園として開設しました。緑色の枠内の白抜き部分です。その後、昭和 61 年度に拡張を含む改修工事が行われ、現在の T 字型の形状となり、今日まで地域に親しまれています。

このたび、三谷公園の南東に隣接していた区有地である自転車集積所が昨年 7 月末で閉鎖となりました。そこで、この区有地を既存公園と一体的に利用することで、ある程度のまとまった広場が確保でき、これまでより利用者の憩い、遊びといった公園機能の向上が図られるものと考えています。また、拡張部分の敷地内には桜などの樹木も多く残っています。

参考資料 5 をごらんください。三谷公園周辺の公園の状況を示しています。周辺には都市公園として道灌橋公園、切通し公園などの小規模な街区公園と、少し離れますが、南東に桃井原っぱ公園が配置されています。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。議案 1 の頭紙をめくっていただいて、次のページをごらんください。計画書として、本案件の概要を示しています。変更理由に記載しましたとおり、都市計画公園の配置、利用を検討し、東京都市計画公園の変更を行うものでございます。

次のページをごらんください。新旧対照表になっていまして、三谷公園の名称番号、区域、面積の変更をするものでございます。

とか、あるいは敷地内に桜がありますので、桜を残してほしいといった意見がございました。

委員 昨日、私もこの場所に行きまして遊んでいらっしゃる方、そしてまた新しく北側に建った住宅に伺って、何点か意見を聞き取ってまいりました。

先ほどの使い勝手という中で、歩き出してから2、3歳ぐらいの小さい子供が遊ぶ遊具がないということで、あのあたりの周辺に小さいお子さん方がふえていることも考えれば、そういうご意見が出るなというふうに思いました。

また、先ほどのお話の中でも理解を示される方が多かったということで、私も聞き取った中では、広くなる、公園の面積がふえるということで、皆さんおおむね喜んでいらっしゃいました。

ぜひ地域の方のご意見も伺って、それらの意見を積み重ねるような形でいい公園ができればいいと思いましたので、よろしくお願いします。

公園整備担当課長 区民の皆様の意見を十分お聞きしながら、公園の設計に反映させていきたいと存じます。

会長 では、〇〇委員。

委員 おはようございます。初めに、基本的なことを伺ってまいります。

都市計画公園になるための条件とはどのようなものでしょうか。

公園整備担当課長 公園緑地については、公共の福祉を増進することを目的として定められる場所というふうに理解しています。特に公園緑地については、人と自然が共生する都市環境の形成に寄与するもの、また生物の多様性をはぐくむもの、災害防止等に役立つもの、区民の多様な余暇活動や健康増進を支えるものと理解しています。

ですので、このような条件に合致するものが都市公園になるものと考えています。

委員 次に、三谷公園の取り組みの経緯について、もう一度、大事なところをポイントごとに説明願いたいと思います。

公園整備担当課長 2月28日に三谷小学校において地元説明会をしました。これは都市計画の変更をするということと合わせて、使い勝手についての設計説明会ということでございます。

それと合わせて、同時並行で東京都に都市計画変更の協議をしていま

す。2月18日付で「都として意見はない」という協議結果通知を受けています。

また、案の公告・縦覧を3月14日から28日までの2週間、都市計画課の窓口で行い、また区のホームページでお知らせしています。以上です。

委員 今、答弁の前提は、変更理由が必要だと思います。変更理由は何でしょうか。

公園整備担当課長 現在、計画されています三谷公園の規模、利用等を検討した結果、変更するものでございます。

今回の資料の2ページ目をごらんください。「都市計画公園の配置及び利用を検討した結果、上記のとおり公園の変更を行う」と書かせていただいておりますが、この規模で、配置、利用を検討した結果、街区公園のままということです。そして、面積についてはふえるということで、数値が変更しているという状況でございます。

委員 次に、これまでの公園利用実態はどういうふうに把握しているのか、また変更した結果、公園利用が非常に効果あるものとして効率よく使われようになるのかどうか、その辺はいかがですか。

公園整備担当課長 私も現地に行って、利用状況等を見させていただいております。私が見たのは春休みということもございしますが、小さいお子さんだったり、小学生の子供さんが、保護者の方も見守られる中で遊んでいました。

今回、新たに拡張部分を取り込むということで、公園内の見通しがよくなることが考えられます。また、小さいお子さんと少し上の年齢の異なるお子さんとの遊べる場所のすみ分けができると考えてございます。

委員 次に、名称について伺います。法的な名称なのか、改めて通称名、地元の方にわかりやすく愛されるようなネーミングを考えておられるのかどうか、いかがでしょうか。

公園整備担当課長 三谷公園については、開園当時に地元の意見を聞きながら名称が決まったというふうに聞いてございます。

委員 ということは、三谷公園ですっとやっっていくということでもいいですか。

公園整備担当課長 そのとおりでございます。

委員 次に、本区の都市計画公園と東京23区を比較した場合、どのようにランクづけがなされるのでしょうか。

みどり公園課長 4月1日付で、杉並区内の公園は都立公園と両方合わせて、1人当たりの面積が2平米を若干上回るという状況でございます。依然として、23区内で下から4番目という状況は変わりません。

委員 わかりました。
次に、事業費はどのぐらいかかるのでしょうか。

公園整備担当課長 約2,000万円ぐらいというふうに考えています。

委員 わかりました。大変なご努力を願ったわけですけれども、区民の意見をきちんと捉えて、区民の方が喜ばれるような公園づくりを進めていただきたいということを要望しまして終わります。

会長 ほかにはどうでしょうか。〇〇委員。

委員 いつごろ開園するのかという大まかなめどを教えていただければと思います。

公園整備担当課長 10月ぐらいには工事に着手して、来年4月には開園したいと考えてございます。

委員 そうすると、具体的な公園の設計みたいなものはほとんど決まっていて、この前の説明会のときにそれが住民の皆様にもある程度説明されていたという状況ですか。

公園整備担当課長 ある程度区としてのプランはご提示させていただきました。また、その中でボール遊びをしたいとか、桜を残してほしいという住民の意見がありましたので、多少修正して、もう一度地元にご諮りしたいと考えてございます。

委員 最後がよく聞こえなかったんですけども、修正したものをまた地元の皆様に説明するという感じですか。

公園整備担当課長 そのとおりでございます。

委員 その大体の大まかなイメージというのは、今回いただいた資料の中に入っていないのですか。

公園整備担当課長 大体のイメージにつきましては、これからまた住民の皆様にお諮りするものですので、今回はまだ決まってございません。

委員 そうですか。イメージを頭の中でするためにも、住民説明会で出したものなどもご提示いただければ嬉しかったと思います。

公園を広くするのはすごくいいことだと思います。先ほど杉並区は23区内で下から4番目というお話もありましたし。ただ、その土地をど

う利用するかというのは、今の杉並区の状況の中で考えていかなければいけないと思いますが、例えば公園ではなくて、そのほかの用途といった考えは今回なかったのでしょうか。

公園整備担当課長 現在使われている箇所が自転車集積所ということもございます。すぐ隣には公園がございました。そのことも含めて、公園にするのが妥当だという判断だと思われま。

委員 思われますか？

みどり公園課長 現在、三谷公園の隣接地ということで、前回の都市計画決定以降に拡張させていただいて、隣を自転車集積所として利用してきた中でいけば、当初、自転車集積所の機能をなくした段階で公園を拡張していくことを、これまでも公園課としては望んでまいりました。また、その南側には、区民の方からお借りしている遊び場等もあったりする中で、公園として拡張を計画させていただいたという状況でございます。

委員 ということは、自転車集積所がつけられたころから、そこはおよそ公園にしていくという計画が大体でき上がっていたと。

みどり公園課長 具体的な決定ではありませんが、主管課としてはそういう思いを持っていたということでございます。

委員 この間、杉並区で2月から認可保育園が少ないといった報道がされて、そういった福祉施設の拡充も求められているところはあったと思います。そういった方向に利用するというような選択肢があったのかなかったのか、またそれを考慮してもやっぱり公園という形で考えたのか、その辺が気になったのですけれども。どうですか。

みどり公園課長 公園としていくということで、都市計画の手續にちょうど入ったころに委員ご指摘の状況がございました。既にその段階では公園にしていくことを区として決めてきたということです。もう既に手續に入っており変更するという状況にはなかったということをご理解いただきたいと思います。

委員 手續が進んでいる中でということ。

ちなみに、広さ的などころで言うと、実際に保育園がつくれるぐらいの広さですか。

都市計画決定で、土地の利用方法について、いま審議しているの。

都市計画課長 経過については、みどり公園課長等がるる説明したとおりでございま

す。保育園とか個別施設の設置の可否につきましては、当然区として未利用地があった場合は全て検討対象にするわけですがけれども、それぞれの施設の種類の性質であるとか、目的、道路付け、配置状況といったさまざまな要素がございます。そういったものを総合的に勘案して、今回は公園用地としたものでございます。

委員 総合的に勘案してということですね。質問は終了します。

会長 ほかにはどうでしょうか。〇〇委員

委員 だいぶいろんな質問があって私（の質問）もダブってしまったので、細かいことをお聞きしたいと思います。

その図（資料4）の元駐輪の集積所があったところが今度公園になるんですけれども、今回ピンクのところでも工事エリアがちょっと広がっていますね。つまり、①と書いてある写真の正面から下にレンガが敷いてあるところがずっと続くんですけれども、そこから噴水があって右のほうまで工事エリアが入っています。工事エリアというのは、そこまで及ばなければいけないのですか。集積所だけではだめなんですか。

土木担当部長 いま委員ご指摘のところは、集積所を除いたピンクの部分だと思います。ここは供用している部分でありまして、基本的には今の形を十分考慮して工事しながら、合わせて自転車集積所の部分も計画していくという考え方でございます。

委員 では、集積所以下のところは特段立ち入り禁止になるということではないのですね。

公園整備担当課長 そうでございます。工事中は立ち入り禁止になりますけれども。

委員 工事中は噴水なども全部ロックされちゃうわけ？ 改修エリアになるかどうかです。

公園整備担当課長 失礼いたしました。多少は仮囲い等でその区域に入る部分もあると存じますけれども、なるべく利用していただけるように配慮してまいりたいと存じます。

委員 なぜそう言うかという、噴水が⑤と⑦の間にありますね。噴水のすぐ右側、つまり⑤の右側にたしかポンプのろ過器があります。要は、公園のど真ん中にそれが位置することになると思いますけれども、今回、集積所を公園にするとなると、そのろ過器を公園のど真ん中にそのまま温存するのかが気になります。

公園整備担当課長 植栽等でなるべくその部分は動かさないようにします。また人等の安全・安心に配慮して、周りを植栽で埋めて、ろ過器自身は動かさないことを考えてございます。

委員 基本的にはそのまま使うということで、わかりました。

所管が違うかもしれないんですけども、集積所を廃止することによって、近隣のところに集積所を持っていったと見ていいのですか。

交通対策課長 上井草四丁目の自転車集積所という形で移動しています。

委員 わかりました。

会長 ほかにはどうですか。もしなければ、原案どおり公園の変更を承認してよろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、この審議案件については変更を承認することにさせていただきます。

次は報告案件になりますが、杉並区まちづくり基本方針の改定素案についてと「杉並区バリアフリー基本構想」(案)の策定についての2つです。これは関連しているので、まず最初に両方とも説明していただいて審議したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、この2つを事務局からご説明ください。

都市計画課長 私からは、杉並区まちづくり基本方針の改定素案についてご報告させていただきます。本件につきましては、この間、庁内で検討を重ねてまいりましたけれども、このたび素案がまとまりましたので、まずご報告させていただきますものでございます。

なお、今回のこの素案の位置づけですけれども、「杉並区まちづくり基本方針の改定素案について」という資料の表紙(おもてがみ)をご参照いただきたいと思います。これの下の方の2番の今後のスケジュール(予定)のところです。こちらにつきましては、本日、この都計審にご報告させていただいた後、5月11日号の「広報すぎなみ」に概要の形で掲載して、広く区民の皆様公表させていただきたいと思います。その上でパブリックコメントの手続きに入りまして、約30日間ということでございます。

その後、さまざまなご意見を反映させた形で所要の調整を行いまして、

最終的には7月ぐらいにまた本都計審に諮問してご審議いただいた上で、大体7月ごろには決定したいというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日報告させていただく素案につきましては、そういったこともありまして、現時点における取りまとめ状況について区民の皆様公表する前に、事前にご報告させていただくものでございます。

本日の資料はただいまご参照いただきました表紙のほかに、あらましという形で概要版、A4の数枚のものがございます。そのほかにちょっと厚めの本文をご用意させていただきました。ご確認をお願いしたいと存じます。

まず、表紙のいまご参照いただきましたペーパーでご説明させていただきます。1番の「素案の概要」です。

(1)「基本的な考え方及び目標年次」ですけれども、区の基本構想、及び都市計画法に根拠を置きます都の「都市計画区域マスタープラン」の2つを踏まえた内容として、区の基本構想と、その関連計画や毎年度の事務事業あるいは予算への橋渡しとなる考え方を示す、というものでございます。

計画年次につきましては、都市マスタープランという性格上20年後を視野に入れながらも、杉並区の計画体系として基本構想と同様に平成33年度までの10年間の計画期間を設定しているものです。

続きまして、(2)「改定の基本的指針」です。まず何よりも震災の教訓を踏まえまして、「災害に強いまちづくり」を一丁目一番地と捉えまして、引き続き質の高い住宅都市を目指していくという基本的な考え方でございます。

続きまして、(3)「主な内容」です。まず①の「将来都市像」ですが、区の基本構想と共有しまして、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を、10年後の杉並区の将来像としております。

さらに、「目標」につきましても、基本構想に書かれた5つの目標がありますが、そのうち、まちづくりに関連する3つの目標につきまして、本方針でも共有してまちづくりの目標にしているものです。具体的にはイの「まちづくりの目標」の丸の3つでございます。

続きまして、②「総合方針(分野別方針)」と③「地域別方針」です。

こちらは現行の計画の構成を基本的に踏襲しまして、それぞれの課題につきまして、いわば縦ぐし、横ぐしに整理したという考え方でございます。

なお、分野別方針につきましては、今回、環境との共生まちづくり方針を新たに加えています。また、地域別方針ですが、現行の計画では14地域に細分化されていましたが、今回の計画につきましては、基本構想と同様に7地域ということで再整理したものでございます。

続きまして、あらまし（概要版）のほうの資料を用いまして、内容についてご説明させていただきたいと存じます。あらまし（概要版）の資料をご参照ください。

まず1枚おめくりいただきまして、2ページ目と3ページ目につきましては、ただいまご説明した内容を記載しているものです。右側の3ページの表も、基本構想を踏まえたものであることを図にして示したものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページから6ページの3枚ですが、こちらが8つの分野別方針の概要です。それぞれかいつまんでご説明させていただきます。

まず、4ページ一番上の「土地利用方針」です。こちらは丸が3つありますが、3つ目の戦略的・計画的な土地利用の推進のところ「良好な住環境の保全・形成のため、敷地細分化対策の強化や建物絶対高さ制限の導入を検討する」と記載しています。

続きまして、2番目の「市街地整備方針」です。2つ目の丸の多心型拠点の形成ということで駅周辺を核とした多心型まちづくりという考え方、あるいはハードとソフトの連動による地域経済や地域社会の活性化に資するまちづくりを推進していくということを打ち出しているものでございます。

続きまして、「道路・交通体系整備方針」です。まず1つ目の丸は「体系的な道路網の整備」ということで、その中の1つ目の点の都市計画道路の整備については、国や都等の関係者と協議・調整・役割分担の上、整備を推進していくという基本的な考え方を示したものでございます。

続きまして、2つ目の点は都市計画道路の重点路線についてうたっているものです。防災都市基盤の強化という観点から、補助61号を初め、

こちらに記載している計8路線について重点路線と位置づけまして、優先的に整備を促進するというふうをうたっています。それぞれの路線のうち、重点路線と位置づける区間につきましては、括弧書きの中にどこからどこまでということに記載しているものでございます。

続きまして、同じ項目の3つ目の点です。「震災火災時の避難場所等へのアクセス確保のため、63号と128号の一部の整備検討」という記載があります。こちらにつきましては幹線道路である方南通りからそれぞれの大きな公園まで、ほんの短い距離だけを先行して整備すると公園への出入りが大きく改善され、防災機能が大きく向上できるということで、そのような箇所につきましては先行して区として何らかの取り組み、整備ができないかと。そういった新たな手法についても今回検討したいということでした。

さらに、その次の点に「これまでの整備手法に加えて云々」とありますけれども、都市計画道路整備につきましては、ご案内のとおり、通常は一定区間のまとまりがないと事業の対象になかなかならないという現状がございます。そうではなくて、先ほど申し上げたところもそうなんですけれども、ごく一部ではあっても、その区間だけを先行して整備することによって地域の防災機能等の効用が大きく高まることにつきましては、事業の対象とされるような仕組みを検討して、都などにも要望していきたいということを打ち出しているものです。

また、その次の最後の点ですけれども、「中央道高井戸ICオンランプの扱いを早期に検討開始するよう要望する」という旨の記載をしています。

続きまして、5ページ目の「防災まちづくり方針」です。

1つ目の丸で、「震災に強いまちづくりの推進」としまして、都市計画道路あるいは公園の整備、そして何よりも木密地域について、耐震化・不燃化や狭あい道路の拡幅などを優先的に進めるような取り組みについて記載しているものです。

その次の、「みどりと水のまちづくり方針」です。こちらは大規模公園の整備のほか民有地のみどりの保全としまして、(仮称)緑地保全計画の策定とか(仮称)農地活用懇談会で広く意見を伺いながら、保全策について策定することをうたっています。

その次の、「景観まちづくり方針」です。こちらにつきましては景観法を活用した景観まちづくりの推進であるとか、(仮称)荻外荘公園の整備方針などを記載しているものです。荻外荘公園につきましては、多くの人が集い、賑わい、安らぎ、地域経済や地域社会が活性化していくことを目指した整備計画を立案したいと考えています。

1枚おめくりいただきまして、6ページの「環境との共生まちづくり方針」です。こちらにつきましては、低炭素まちづくりの推進による環境負荷の低減をまちづくりの視点から捉えたものです。そのほか、環境施策の推進などについて、こちらに記載しているものです。

最後ですが、「ユニバーサルデザインのまちづくり方針」です。誰もが移動しやすく、暮らしやすいまちづくりの推進策、あるいは後ほどご報告しますバリアフリー基本構想に基づく重点地区の指定等について記載しているものです。

以上、概略ですが、分野別方針の概要でございます。

続きまして、7ページにつきましては地域別方針のあらましです。ただいまご説明しました分野別方針が、いわば縦ぐしというふうに捉えれば、これは7つの地域ごとにそれぞれの地域特性を踏まえて、課題とか考え方の方向性などについて横ぐしを刺して整理したというような位置づけでまとめたものです。個別の説明につきましては、時間の関係上、省略させていただきたいと存じます。

以上、長くなりましたが、概要をご説明させていただきました。

なお、今回の見直し作業ですけれども、基本方針、考え方を示すという性格をきちんと踏まえるということでございます。それとともに、区民にとってよりわかりやすい計画としたいという思いがあります。

そういった点で、現行の計画で重複した、何カ所にも同様な記載があるものを整理したり、地域別方針についてもご説明したように地域を集約して、分野別方針との記述の重複もできるだけ避けたということです。そういったことで全体的にコンパクトに、よりわかりやすい形で基本的な方針を示すという考え方のもとに素案を策定したものです。その結果ですけれども、全体のページ数は従前の大体6割程度に整理させていただく見込みでございます。

今後さらに、この内容の例えば表記であるとか表現等を誤植も含めて

さらに精査をさせていただいた上で、5月11日に公表させていただきたいと存じます。また、ぜひお目通しいただきまして、お気づきの点等がありましたらご指摘を頂戴できれば幸いです。私からは以上です。

会長

次は。

調整担当課長

私からは「杉並区バリアフリー基本構想」(案)の策定について、説明させていただきます。

お手元の資料の確認をお願いします。表紙と概要版、本編を配付しています。

それでは、説明させていただきます。

区はバリアフリー法の施行を踏まえまして、「杉並区バリアフリー基本構想」の策定につきまして、平成24年3月に杉並区バリアフリー基本構想検討協議会を設置しました。そこで新構想の検討を重ねてまいりまして、このたび案がまとまりましたので報告いたします。

なお、本審議会の委員である村上委員と大原委員におかれましては、基本構想の検討に当たりまして、検討協議会の会長職と副会長職としてご尽力いただきました。どうもありがとうございました。

まず、概要版をごらんください。構成は2部構成としています。第1部は「杉並区におけるバリアフリーの理念と方針」、第2部は「重点整備地区におけるバリアフリー推進計画」としています。

続きまして、概要版の2ページをごらんください。最初に「背景と目的」ですが、区は平成15年に交通バリアフリー法に基づきます「杉並区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。高円寺地区を重点整備地区に設定しまして、おおむね平成22年を目途に優先的に駅や道路など、交通関連施設のバリアフリー化に取り組んでまいりました。

その後、平成18年にバリアフリー法が施行されたことも踏まえまして、これまでの交通関連施設に加え、建物や公園など、誰もが利用する施設を対象に、より面的・一体的なバリアフリー化に取り組むため、「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、新たに「杉並区バリアフリー基本構想」を策定するものでございます。

次に、3ページをごらんください。「基本理念」につきましては、ユニバーサルデザインの考え方に基づきまして、「誰もが暮らしやすく、共に

支えあうまち 杉並」とします。この基本理念を実現していくため、記載のとおり5つの基本方針を策定しました。この基本方針に基づきまして、バリアフリー化を推進してまいります。

続きまして、4ページと5ページをごらんください。バリアフリー化分野別方針につきましては、公共交通、道路、特定路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全などの各分野についてのバリアフリー化を推進してまいります。

「目標年次」につきましては、杉並区総合計画10年プランのスケジュールに合わせまして、平成33年度といたします。

次に、「重点整備地区の選定」です。本編の20ページをごらんください。重点整備地区の要件につきましては、国の基本方針の中で、原則が記載のとおり定められています。杉並区では、区域の設定のやり方によりまして区内全域で重点整備地区の要件を満たすことはできますが、バリアフリー基本構想におきましては、多くの利用者が集中する鉄道駅を中心とした地区をまずは優先して重点整備地区とすることとしました。

さらに、鉄道駅を中心としまして、各地区のバリアフリー化の状況などを考慮して評価を行っています。評価方法につきましては、国土交通省のガイドブックを参照しまして、21ページにあります人口要件、配置要件、課題要件の各項目について点数化する数値評価を行っています。

本編の26ページをごらんください。数値評価の結果、上位5駅はJR荻窪駅、東京メトロの方南町駅、荻窪駅、東高円寺駅、新高円寺駅となりました。

表面の25ページをごらんください。数値評価に基づきまして、この5駅周辺を含みます荻窪、方南町、高円寺の3地区を候補地区としました。これまでのバリアフリー化の取り組み状況や今後のまちづくり計画、施設整備計画との整合などを整理しまして、本基本構想で取り組むべき地区の評価を行っています。その結果、重点整備地区を方南町駅周辺地区といたしました。

なお、荻窪地区につきましては、区の重点事業である荻窪駅周辺都市再生事業の取り組みを進めています。今後、バリアフリー化整備が最も効果的に行える機会を捉えて、重点整備地区指定を検討していくものと考えています。

また、高円寺につきましては、旧構想で重点整備地区と指定していましたが、これまで取り組みが着実に進んでまいりました。駅舎や周辺道路などの多くの移動空間のバリアフリー化の整備が進んでいます。引き続き、現在事業中のものも含めまして、着実にバリアフリー化を図っていききたいと思います。そうした理由から、今回は、重点整備地区の指定は行っていません。

なお、今後の高円寺地区につきましては、現在整備中の事業の整備効果も踏まえながら再評価しまして、改めてバリアフリー法による公園、建築物、心のバリアフリー化整備、区域設定の見直しなどを含めまして、重点整備地区の指定について検討していくものとします。

続きまして、第2部の「重点整備地区」です。方南町駅周辺地区におけるバリアフリー推進計画でございます。

また戻りまして、概要版の6ページをごらんください。生活関連施設・生活関連経路・区域につきましては、図面のとおりです。重点整備地区は、方南町駅を中心としまして約130ヘクタールの範囲としています。公共性の高い施設、学校などを生活関連施設にしまして、それらを結ぶ主な経路を生活関連経路に指定しています。

「特定事業とその他の事業」です。方南町の重点整備地区内で各人が取り組む事業について、実施時期を含めまして、各事業者が今後具体的な事業計画を策定し、それに基づき実施していくことが義務づけられています。記載のものは特定事業を抜粋したものととなります。

これらの事業の推進に向けまして、特定事業者は今後速やかに特定事業計画を策定いたします。各事業者はこの特定事業計画に基づいた整備等を確実に実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目についても、対応できるものは積極的に取り組んでいくものといたします。

本基本構想策定後、区は各特定事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業評価や助言、整備状況の広報をしていく必要があります。このため、区民代表や関係事業者等で構成します（仮称）杉並区バリアフリー連絡会を設置しまして、重点整備地区における特定事業等の実施状況の確認や事業実施の評価、検証などを行いまして、継続的なバリアフリー推進を目指してまいりたいと考えています。

また、この連絡会では重点整備地区の事業状況の把握だけではなく、

区全体のバリアフリーに関する情報連絡や意見の把握を行ってまいりたいと考えています。基本構想（案）の概要の説明は以上でございます。

続きまして、今後のスケジュールです。上位計画である杉並区まちづくり基本方針の改定スケジュールに合わせまして、区民等の意見提出手続を5月11日から6月10日に実施します。区民意見等を踏まえまして、7月に策定し公表してまいりたいと考えています。私からの説明は以上です。

会長

どうもありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

私のほうから手続的なことで確認しておきます。まちづくり基本方針は、改定するけれども、5月11日からパブコメがあって、その後修正をしてこの審議会にもう一度かかる、審議するということになっています。

杉並区バリアフリー基本構想は、この基本方針に基づいてはいるけれども、スケジュールを見ると、5月11日から6月10日までパブコメなりで区民の意見を聞いてそれで決まってしまう。こちらは審議しないというふうに聞こえますが、それで間違いはないですか。

都市計画課長

まちづくり基本方針につきましては、まちづくり条例で制定・改定するときには都市計画審議会の意見を聞かなければいけないと。そういった条例で諮問するとされているので、諮問させていただくものです。もちろん、だからというわけじゃなくて、幅広く意見をいただきたいということでございます。

バリアフリー基本構想につきましては、そういった法定のものはありませんので報告という形をとらせていただきますが、やはり同様にぜひ意見を頂戴したいと考えています。

会長

今の言い方はわかりますか。だから、審議はしないということですよ。そういうルールはないから、バリアフリー基本構想については意見を言うてくれれば聞いて直すというプロセスには載せませんが、これでいいですねという確認は、審議という形では乗らないということですよ。意見があれば今日言っておかないと、審議会としてはあまり聞けませんよ。

ただ、まちづくり基本方針はここで審議させていただきますから、もう一度意見を言うて直せということであれば、その強制力はあるということですよ。それを前提にご意見をいただければ。

委員 まず、まちづくり基本方針の細かいところを教えてくださいと思います。

 素案の概要の4ページ、見出しで言うと「道路・交通体系整備方針」のところ。「体系的な道路網の整備」の中に「中央道高井戸ICオンランプの扱いを早期に検討開始するよう要望」と書いてあります。

 僕は住んでいる地域が遠いもので、状況をあまり把握していないのですが、オンランプというのは入り口のことですね。それをつくる、つくらないという議論に今現在なっていて、それを区が要望するというのはつくってほしいというのをどこに要望していくのか、また住民の人たちはどういう反応をされているのかを教えてくださいと思います。

調整担当課長 高井戸ICオンランプの件ですけれども、現在、地元の方々から設置について反対意見が出されまして、過去に三者協議会、四者協議会、五者協議会でお約束したものがああります。

 その協定に基づきまして、今後東京都が事業主体となりまして、まず、放射5号線の整備を、関係小学校である富士見丘小学校や環境の関係団体にきちんと説明しながら、事業を進めてまいりたいと考えています。

会長 オンランプを今からつくるんですかという質問についてはどうですか。

調整担当課長 オンランプにつきましては、杉並区も防災上や渋滞緩和のために必要なものと考えています。今後、東京都と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

会長 まだ全然つくっていないの？

調整担当課長 オンランプはこれから整備してまいるものです。

委員 最初のほうのお話はマイクが遠くて聞き取りづらかったんですけれども、区民の皆様から反対意見が出ていた、そして今も出ているという状況ですか。

調整担当課長 失礼しました。オンランプにつきましては、過去には住民の方の反対がありました。交通量がふえるということで公害や環境の問題等がありまして現在に至っていますが、きちんと東京都と、——先ほど事業主体は東京都と言いましたが、オンランプにつきましては昔の旧道路公団であるNEXCO中日本になります。——そこと協力しながら、地元の合意が得られた段階で整備を進めてまいりたいと考えています。

委員 ちょっと聞き方が悪かったのか、わからなかったのですけれども、過

去には反対意見がありましたと。現在はどうなんですか。

特命事項担当参事 過去にはありました。それでランプのほう中止になっています。

現在は、これから東京都のほう放射5号線に合わせながら徐々に聞くという段階ですので、今どうこうというのは東京都から聞いていない状況です。

委員 聞いていないから、今は反対意見があるかどうか分からないという状況だという説明ですね。

特命事項担当参事 そういうふうにご理解してもらって結構でございます。

委員 過去に反対意見があつて、やろうとしたけれども、そのときはストップしたということですか。

特命事項担当参事 そうでございます。

委員 そうすると、今回も反対意見が出るのが考えられるんですけども、その辺はどのように考えているんですか。

特命事項担当参事 まだ聞いていませんので、どのような意見が出てくるかわかりません。今後聞きながら、対応していくことになると思います。

委員 今後聞くということで、住民の皆さんに反対意見が出たというのはすごく影響が大きいものなのかなと思いますので、しっかりと聞いていただきたいと思います。

あと僕の知識的な部分でわからないところは、概要の4ページの「土地利用方針」の「戦略的・計画的な土地利用の推進」の中で、敷地細分化対策の強化というのは具体的にどんなことをやるのか教えていただければ。

都市計画課長 具体的に用途地域の中で定められている敷地面積の最低限度の規制があります。例えば、杉並区の場合は第一種低層住居専用地域が区内が一番多いところですが、そこで建ぺい率が50%の場合、代表的な事例でいきますと、敷地の最低面積は70平米です。それ以下に分割して建物を建てることはできない仕組みです。

片や、例えば近隣区の練馬とか世田谷では、同条件で80平米だったり、武蔵野や三鷹に至っては100平米ということがある中で、敷地細分化に伴う建て詰まりとか、防災上の影響を総合的に勘案して良好な住宅地をこれからもさらに発展させていくために、そういったものをどうすべきかという問題意識を述べているものでございます。

委員 70 平米以下は現在だめですよ。今後、細分化対策で、70 平米をほかの区のように 80 とか 100 平米にふやしていくことを目標にいろいろ検討していこうというのがこの強化ということですか。

会長 そうです。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにはどうですか。〇〇委員、どうぞ。

委員 初めに、報告事項と審議事項の関係について伺います。バリアフリーということが国会でもより重要性を増したという認識のもとに、内容が注目されていました。そのときに、当区において法定されていないから報告事項でございますということは、今の時代状況や人々の考え方に合致しないんじゃないでしょうか。なければ当然法定化を図って、都市計画審議会に対して諮問することが妥当なあり方だと思います。その辺の見解はいかがですか。

調整担当課長 この基本構想策定に当たりましては、先ほど紹介させていただきました村上委員と大原委員にも協議会に参加していただきまして、区民代表の方や関係部署の方の意見を取り入れながら基本構想を策定、法律では区が策定することになっていきますので、その中で策定してまいりました。

今後、先ほど言いました連絡会によって、区民等の代表の方々にも入ってもらいながら、評価・検証しながら進めていきたいと考えています。

委員 手続き的にはそういうことも 1 つのあり方ですけれども、都市計画審議会という非常に高度な位置づけをされている会議に諮問するということは、議案の重要性から見れば必要なことではありませんか。ただ、関係者に入っていた、意見聴取をしたというレベルの問題ではないから。

一方ではまちづくりは諮問する、バリアフリーは報告するという分類の形ではなくて、一体化してやるという考えはないのですか。

都市計画課長 そういった基本的な考え方について同様というふうに捉えていますけれども、あくまで都市計画審議会の所掌事務、都市計画の決定・変更に当たってそのように法定されているものもある中で、まずはしっかり区分はさせていただかなければいけないと思います。

ただ、だからといってほかのものは一切聞かないというスタンスはもちろんなくて、当然都市計画審議会の所掌事務というか、建議の仕組み

もあります。そういった中で、ご指摘の点が活かされるような工夫をしていきたいと思っておりますけれども、現状ではそういったことで、申しわけございませんが、ご理解を賜りたいと思っております。

委員 私の記憶では、まちづくりは条例化されたけれども、バリアフリーというのは当時それほど認識が深まっていなかったと思っております。だから法定化されていないのであって、世の中の進捗を考えれば早めに条例化をしておかなければいけなかったと思っております。それを怠ったという認識はないのですか。

都市計画課長 考え方につきましては、ご指摘の部分も多々あるかと思っております。ただ、今回はあくまで形式上、諮問と報告という形ではありますけれども、7月に合わせてお諮りしてご報告もします。もちろん両方ともご意見をいただいて、こちらは報告だから聞かないというスタンスは全くありませんので、その辺はどうぞご理解いただきたいと思います。

委員 私並びにほかの方の意見もありましたらそういうことを踏まえて、内部でご検討していただきたいと要望しておきたいと思っております。

それでは、まちづくり基本方針について伺ってまいります。

これまでの取り組みの成果と教訓はどういうふうに整理していらっしゃるでしょうか。

都市計画課長 この計画ができて10年たちますけれども、何よりも一番進んだ面ということになりますと、大規模なオープンスペース、公園の整備が進んだというふうに考えています。桃井原っぱ公園、済美山運動場、あるいは今般の東電グラウンド等、そういったオープンスペースの確保が一番進んだ点だと思っております。

片や、都市計画道路や防災機能の向上とか、まだまだ頑張らなければいけない課題も多々あると思っております。

委員 端的に言えば、改定前と改定後の違いはどこにあるのですか。

都市計画課長 何よりもこの間の震災の教訓を踏まえまして、また新たな基本構想、安全・安心な町が第一ですので、それを踏まえた計画というのが今回の大きな主眼です。

委員 今回のまちづくり基本方針の改定素案の特徴はどういうふうに捉えていますか。

都市計画課長 形式的な特徴としては、よりコンパクトに、区民の方が見てわかりや

すい計画にするということです。

内容的な特徴につきましては、ただいま申し上げましたように、やはり安全・安心な防災機能の向上でございます。

委員

大変なご苦勞を願って、素案づくりをやっていただきまして感謝しています。ほとんどこの素案というものに記述がされていますけれども、重点的にここだということが印象的に薄いという感じを持っています。

その理由は、私の知る限りでは、用地確保から始まって用地確保で終わっているからです。何をするにしても、当区がぶつかった問題は用地確保なんです。いまだにこの問題が続いていると思います。

したがって、生産緑地のときに、緑の保全と良好な環境づくりということで、もっと真剣に検討すべきだと意見を申し上げました。

同時に、民間の力の活用、誘導策についてはどうなっているのですか。どこかに記述がありますか。「区民との協働」とありますけれども、やはり良好な住宅都市においても民間の活力を利用して、民間の力を誘導していくという策があつてしかるべきだと思います。どうですか。

都市計画課長

ご指摘の点はそのとおりだと思います。区だけでいくら旗を振っても、区民の方あるいは民間事業者の方の協力がないと進まないということだと思います。

そういった面で、この方針の総論の中で、これはまちづくり条例にも記載がありますけれども、区、区民、事業者の方のそれぞれの役割、こういったところをやっていこうということをしかりうたって、この計画の中にもそういった基本的な考え方を盛り込んでいるところです。

委員

次に4ページの「戦略的・計画的な土地利用の推進」について、「建物の絶対的高さ制限の導入を検討」とあります。

過去において、環七の内側は高さ制限を緩和すべきだと、というのは、若い人々がなかなか住宅を買えない、相続によって土地が細分化されている、また、法改正以前に許可のあつた高い建物があるということで、環七の内側は高度を外すべきだという有力な意見が出ていましたが、その辺は皆さんの記憶に残っているのかどうか、あるいは検討しているのかどうか。この文言は区全体にひっかかってくるのかどうか。どうですか。

都市整備部長

経済が発展した時期に、環七の中にもうちよつと建物を高く建てよう

という話があって、絶対高さが 10 メートルで決められていた第一種低層住宅、当時は第一専と言っていましたけれども、そういうところが法改正によって 12 メートルぐらいまで都市計画で建てられる場所は法令の中で出てきたと思います。

ただ、もう一つ高度地区というのがありまして、これは絶対高さだけではなくて、主に東京都では日影ですけれども、そうしたものが隣接地域に影響を及ぼさないために厳しい斜線がかかっています。これについてはそれぞれの自治体の告示によりますので、それぞれの地域特性によって例えば一種高度、二種高度、三種高度を選んだり、ある程度その中で対応できると考えています。

委員

ですから、景観向上の意味で、一定の高さ制限は地区によって必要なところはあると思いますけれども、これを、1つの色に色分けするというのは、地域の特性を踏まえないで結論を出してもらいたくない、と思いますので要望しておきます。

次に 5 ページの「地域の防災力の強化」について、新たな提携先に全然触れていませんけれども、どうしたんでしょうか。津波が来ない、原発がない、活断層がない、交通アクセスがいい自治体との提携を探していかなければいけない。既にいろいろ問題がある地域との関係強化を伺っていますが、新たな提携先に全然触れていませんね。これはどうしたのですか。

防災課長

この間、自治体スクラム支援会議、南相馬の支援ということで、提携先の拡充を図ってきました。前提が杉並と交流があった自治体ということで広げてきたところですが、今後はいま出されたいろいろな自治体の条件とかある中で、これからの拡充先は考えていきたいと思っています。

直接そういったところに今回触れてはいませんけれども、考えとしてはそういうところがあるということです。

委員

これは 10 年計画でしょう。防災力の強化をうたっているわけですから、当然、何らかのことに触れておかなければ。いかがですか。

都市計画課長

ご意見をありがとうございます。ご指摘の点はごもっともだと思いますので、十分検討させていただきます。

委員

よろしくお願いします。

次に、バリアフリーのこれまでの取り組みについてどうでしょうか。

調整担当課長 これまでの取り組みですが、旧構想に基づきまして、駅を中心に周辺道路のバリアフリー化を進めてまいりました。

具体的には本編の 78 ページをごらんください。そちらに区内全域のバリアフリーの取り組みについてまとめています。旧構想でも重点整備地区を高円寺としましたので、高円寺の取り組みにつきましても駅を中心に、周辺道路の整備を進めてまいりました。

高円寺につきましては本編の 22 ページと 23 ページ。23 ページには地図も記載していますので、そちらをご確認ください。

委員 次に、計画の中で重点整備地区とされている方南町駅周辺の整備計画について、課題と、区として今後どのように取り組んでいくのかお示し願いたいと思います。

調整担当課長 この地区の課題につきましては、方南町駅施設の満足度が低いことがあります。エレベーター乗り場、だれでもトイレがないという部分で、実際にまち歩きをしたときにもそういった声はかなり多くありました。

今回のバリアフリー新法で面的に取り込んでいくということもあります。今後予定されている総合病院とか、先ほど開設されました済美山運動広場もございます。そこを結ぶ経路のバリアフリー化も当然計画的に進めていく必要があるところです。

今後の取り組みですが、移動円滑化を実現するために特定事業を指定しましたので、各事業者が責任を持って事業を進めていくということで、区もバリアフリー連絡会を通じて取り組んでいきたいと考えています。

委員 重点整備地区の事業年数と事業経費、また財源確保についてはどう考えていらっしゃるのか。

区も財政が逼迫してくると、土木建築費が削られたという過去があります。ですから、考え方はいいけれども、財政の裏付けがない計画はただのペーパーに終わってしまうので、その辺は大丈夫ですか。

調整担当課長 財政的な裏付けですが、今回の基本構想策定では、正直なところ、概算費は算出していません。ただし、重点整備地区の事業者が近々事業計画書をつくりますので、そのときに概算整備費を出していくことになります。建物の建て替え等がありますと、当然バリアフリー化を規準に沿った形で進めていただきます。

目標年次は、杉並区の総合計画である 10 年プランに合わせまして 33

年度とさせていただきます。

委員 ぜひ検討願いたかったのが、都市農業のあり方です。その重要性和緊急性が増しているという認識ですが、生産緑地を買収して農業公園に。区民農園はわかりますが、それを一段格上げして農業公園を計画に上げていただきたかったと思います。その辺のご認識はいかがですか。

都市計画課長 ご指摘のような緑、特に民有地の農地などの保全策は本審議会でも再三ご意見を頂戴しており、大変重要だと考えています。

今回、10年の中で、ご指摘のような具体的な方策は出せなかったんですが、この計画の中でも（仮称）農地活用懇談会というご意見を伺う組織を設けまして、そこで農地を中心に、杉並ならではの新たな活用策を打ち出していきたいと考えています。そういった芽出しをここでしっかりとさせていただいたということがございます。

委員 ぜひよろしくお願いします。終わります。

会長 私から〇〇委員に質問ですけれども、農業公園というのはどんなものですか。我々は全然わからないんですけれども。

委員 神戸に農業公園があります。もう30年以上たつんじゃないですか。我々も視察に行きまして、これが大都市にあるのかということによってびっくりして帰ってきた事実があります。

会長 わかりました。それはどこかの法定に書いてある言葉じゃないですね。だから、農業公園といっても何だかわからない。

神戸のやつは全然違うコンセプトでやっています。農地をどうやってそのまま残すかというときに、そういう言葉を使っているいろんな人が入れるようにしているということで、必ずしもここでそれが成立し得るかというのは別問題ですね。ありがとうございました。

ほかにはどうでしょうか。

委員 まず、バリアフリー基本構想につきまして私もかかわってきたんですが、基本構想というタイトルと中身が必ずしも合致しません。事業者さんも入ったり、障害者団体の方も入ったり、あるいは国交省の方もおられたりということで、検討協議会としては異質な取り組みです。

先ほどの事業の問題も、事業者さんをお願いするようなこともあるので、もう一回検討協議会で決めて、都計審の意見も承って最終的に決めるという形になっていくのだというふうに捉えています。

それから、都市計画マスタープランのほうですが、今回、高齢化社会とか環境都市を目指してということも踏まえて、かなり基本的なマスタープランの姿勢、取り組みが変わっていると思います。地域別方針と分野別方針と分かれているわけですが、今回、分野別方針の中で「環境との共生」といったものが入っています。

概要版4ページの「市街地整備方針」の中で、「多心型拠点の形成」ということで駅中心にどのように人々が暮らしていくかという動きというか、生活形態を少し捉えています。以前の14地区の場合は、むしろ施設を配置するというような考え方だったと思います。これから逆に7地域に広げることで、駅中心に人々がどう暮らしていくかという形になったのは、むしろわかりやすい状況になったと思って、マスタープランの書き方としてはいいと思います。

もう一つ重要な点では、防災がかなり前向きで表現されています。今後パブコメとかいろんな機会があるので、細かい点は述べていくと思いますが、都市マスを皆さんに公開するときに懸念するのは本編51ページの東京都の出している推進計画のイメージ図です。

この絵は、避難地に避難するという話から、防災生活圏構想ということで、逃げないで、むしろ街区内で大火災、都市火災を防いでいこうという感覚でつくられたイメージ図です。

杉並区の場合は、骨格となる道路が少なく、防災生活圏的な囲み型で守っていくことがなかなかできない地区だという特性があるわけですが、東京都はこういう方針を出しているのでここに掲載されていると思いますが、杉並区の防災まちづくりのイメージは、これを目標にすると非常に困難というか、そぐわないというか、むしろもっと違ったイメージをつくっていかなければならないと。

住宅都市としての防災まちづくりのあり方が、これまで東京都が示している方針とは必ずしも合致しない形でつくっていかなければならないときに、この絵を見た場合に説明がないとかなり誤解を与えてしまうのではないかという心配があります。

基本的には、燃え止まり、避難、延焼を遮断することが東京都の推進方針なんですけれども、区ではこれに基づいてどういう方針にしていく、どういう考え方をこれから踏襲していくというのが入っていないと、皆

さんに誤解と無理な印象を与えるのではないかと心配しています。その辺を意見として申し上げたいと思います。

あと細かいことで気がついたことは、また説明会とかパブコメで意見を出していきたいと思います。

会長 何かレスポンスはあるんですか。

都市計画課長 確かにこの図面はそういった目で見ると、ご指摘のようなことがあると今さらながら思います。区民の方が見てわかりやすいイメージができるものはどういうものかというのをもう一回精査しまして、考えてみたいと思います。ありがとうございました。

会長 ほかはどうでしょうか。〇〇委員の次に〇〇委員という順番で。

委員 それでは、先にまちづくり基本方針について伺います。

議会の中でも、区民が参加してまちづくり基本方針を、また改定するときにも区民の意見を、ということで申していました。その中で 1997 年に市民参加ということがうたわれて、その後見直しがされて、そしてまた今回ということですがけれども、前回つくられたものを区とともに検証するシステムが必要だと考えているところです。

今回のまちづくり基本方針の改定素案にどういった工夫がされているのか、お示しいただければと思います。

都市計画課長 当然、検証の仕組みは大事だと考えています。その上で、今回のまちづくり基本方針改定の大きな背景は、第 1 に新たな基本構想の策定を踏まえたものであるということがありました。基本構想を策定する際に多様な方法、多様な手段で広く区民の方のご意見も頂戴して、それを間接的に反映した形になっています。

そういった意味で、基本構想の進捗状況の管理というか、チェックする機関として、懇談会という組織を区として設置してやっています。その中で、まちづくりの分野につきましても今後の進捗状況といたしますか、区民目線でしっかり見ていただけるのではないかと考えています。

委員 今のご説明はそうなんですけれども、1997 年の市民参加という文言が都市計画法の中に入ったことから、さまざまな機会を捉えて、杉並区においてもまちづくり活動をする住民がふえてきたと考えています。その人たちの活動も継続させていく、そして新たに参加する人たちをつくり出していくという意味合いにおいても、まちづくり基本方針への区民参加はいい

機会だと考えているところです。

今回のA4の1枚紙の説明の中で、区民意見の提出手続きが1カ月ありますけれども、この中で説明会は開かれるのでしょうか。

都市計画課長 現時点での予定ですが、2回ほど説明会を開催させていただく予定です。

委員 今回7地域に関してこうやって方針が出た、そして住民が自分たちの町を捉えようとしたときに、全体的な捉えというよりはテーマ別、地域別というところに参加ができる入り口があると思うところです。

説明会をそれ以上行わない理由は何かあるのでしょうか。

都市計画課長 確かに前回の改定、10年前は、7回開催した記録があります。その後、条例ができて、パブコメの手続きが法定化された。そういった大きな区民参加の仕組みがまず確立したという状況があります。

そういったことも考えまして、今回は逆にもっと広く区民の方からご意見がいただけるのではないかと期待しているところです。説明会という形では2回ということ考えています。

委員 参加の仕方もさまざまあり、パブコメもひとつそうだと思います。前々回は、目の前で、ポスターツアーのようなことをやりましたけれども、そこで自分の町はこうやって計画されるんだということを、出席されている担当の職員の方と直接やりとりをして、まちづくり基本方針というのはこういうことなんだと学んだ区民もいたと見ています。行政のほうもそれは評価していたと記録ではなっています。

地域の人たちが行政のほうに出てきていただきたいという説明会の申請というか、申し込みをした場合に、区に出前をしていただけるということはあるでしょうか。

都市計画課長 いろんな会合や催しものあって、ぜひそういったお話をということであれば、当然ご相談させていただいて、喜んで、ということになると思います。

そのほかにいわゆるハードとソフトの連携ということで、これまで以上に担当副参事も置いて、地域に出かけて行って汗をかくという考え方を今回この都市マスタープランの中にも盛り込みました。

さまざまなチャンネルで、いろんな機会を捉えて区民と一緒にまちづくりをしていくという考え方は当然進めていきたいと考えています。

委員 そういったときに地域課とのやりとりというのは、都市計画担当課として地域の構想をつくっていくときに、どのような連携があったのかをお示しいただければと思います。

都市計画課長 今回のまちづくり基本方針の策定過程に当たりましては、都市整備部だけではなくて、全庁的なメンバーでの検討体制のもとで検討を進めています。そういった中で、先ほど申し上げましたように、今回地域に出てハードとソフトを一体的に、という大きな政策目標がありますので、その前提のもとに一体となってお指摘のような考え方でやってきたということでございます。

委員 私どもも、杉並区の説明を受けたいという地域の方たちがふえていくような仕掛けをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

 続きまして、バリアフリーのほうです。私ごとなんですけど、けがをしたときに道路を歩くのが怖くて、障害者や高齢者の方の気持ちがとてもよくわかったところです。

 バリアフリー基本構想の本編 17 ページ、「交通安全」の中で「自転車対策」が出てきます。そして、放置自転車のことが書かれていて、ルール・マナーということがあります。自転車は道路を走ることになっていきますけれども、怖くて走れなくて歩道を走っているときに、交通事故が起きているという近年の状況がここに書かれています。

 じゃあ道づくりはどうかかと思うと、本編 13 ページに「道路」というふうにしてあります。17 ページでは事故があるということ、その中でバリアフリーの視点で書かれていますけれども、17 ページのことを踏まえた道路づくりがここには書かれていないということ。

 まちづくりの都市計画マスタープランのほうはどうかということでは本編 37 ページを拝見すると、こちらは安全な環境づくりを進めていく、自転車走行にかかわる安全な環境づくりを進めていくことが必要になってくるとあります。これと一体的に考えると、バリアフリー基本構想の道路のところには足りない部分があるのではないかと思うのが1つです。

 あと、杉並区が自転車利用行動計画をつくっていますけれども、あの中でも自転車の走行する道路の書き込みが弱いように思います。そのところをどのように捉えていらっしゃるのか。高齢者、障害者、子供たちも歩く歩道が安全なものになっていくのに、トータル的につくってい

くことが必要だと思えます。そこの視点をお聞かせいただきたいと思えます。

調整担当課長

歩行空間の安全確保につきましては、例えば点字ブロックがあるところに買物を乗せてしまうと、視覚障害者の方は迷惑をこうむります。自転車を置かれると歩道の幅員も狭まりますので、そういったものは自転車対策の事業と連携して今後も取り組んでいく課題だと認識しています。

今後も連絡会で、区民の障害者の方の代表も含めた中で議論して、検証・評価をして事業を進めてまいりたいと考えています。

交通対策課長

ご指摘のとおり、自転車利用総合計画ということで3月に提言させていただいています。これも基本方針に従った個別計画になっています。

昨年、東京都のほうから「東京都自転車走行空間整備推進計画」、国からは「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が示されている中で、都のほうも自転車レーンの整備について進めています。

ただ、荷さばきとかいうことで、いろんな条件があります。杉並は狭い部分がありますけれども、そういった計画を我々も注視しながら、少しでも安全な空間がつかれるような形で考えていきたいと思えます。

委員

今の交通対策課長のお話はわかりましたけれども、その前のバリアフリーの点です。

私が伺ったのは、点字ブロックとか放置自転車のことはここに書かれていますけれども、そうじゃなくて。ルールとマナーも書かれています。道づくりのところに不足があるんじゃないかと。バリアフリー基本構想の13ページの道路の中にはないけれども、そこはいいのでしょうかという意味で伺ったのですけれども。

まちづくり基本方針のほうには書かれているけれども、バリアフリー基本構想にはないという意味です。

会長

要するに、質問はバリアフリー基本構想の本編の13ページにもう少し書き込みませんかというご意見です。書き込むのですか、書き込まないのですかということですよ。

都市計画課長

まずこの前提条件として、まちづくり基本方針のいわゆる下位計画ということでバリアフリー基本構想があり、一体化という考えもあり省いた面もありますけれども、いまご指摘いただいたようなことは、中身を精査しまして、重要なことであれば再掲することも必要だと思えますので、検討

したいと考えています。

委員

まちづくり基本方針のことについて、意見を述べます。

杉並区の都市計画マスタープランであるので、今後の都市計画を考える際の基本になるものと理解しています。なおさら、基本構想を受けて幾つか新機軸も出ているようなので、その点は評価したいと思います。

その1つが、先ほどもどなたかおっしゃいましたが、基本構想で議論のあった多心型拠点のお話です。今までの杉並区では私鉄沿線の小規模な駅周辺を育成していこうという観点はこの多心型の考え方にありますので、今後とも引き続きやっていただきたいと思います。

もう一つは、防災まちづくりです。大きな方針の中の1番目に防災のお話が出ていますが、先ほどの〇〇先生のご意見と僕も全く同じです。本編 51 ページに出ている絵は東京都が考えている防災遮断帯と生活圏の作り方であり、杉並区としての防災まちづくりの考え方は東京都版で示すのではなくて、杉並区版で示すべきだろうと思いました。

全般的には評価するのですが、幾つかわからないところがあるので、3点ほど質問します。

まず土地利用方針の中で、先ほど出ましたが、建物の絶対高さ制限の導入の背景です。杉並区は住宅都市でありまして、用途地域としては第一種低層住居専用地域が指定されています。その意味からすると、10メートル、12メートルという法的な規定はあると。

恐らく住低層のエリアがほとんどを占める中で、今回建物の絶対高さ制限を入れるというあたりも、いま 23 区のあらゆる区で絶対高さ制限導入を入れ込みつつありますが、杉並区は一住低がある中でこれを入れるという意味は、絞って考えたいのか、その辺の方向性が見えないと思ってお聞きしたいというのが1点です。

合わせて、高さ制限を入れるとなると高度地区の変更も必要になりますので、それは土地計画全体とかかわります。「検討を進める」ということなので、今後検討されると思いますが、その方向性についてお尋ねしたいのが1点です。

もう一つは、基本構想でも議論になったのですが、概要版の「道路・交通体系整備方針」の中の「体系的な道路網整備」の中で、これも新しい基軸ですが、ポツの下から2つ目の「これまでの整備手法に加えて、

都市計画道路のうち効用の高い部分的箇所を整備する新たな手法を検討」するという所です。

私の理解は、先ほどもどなたか質問があったと思いますが、都市計画道路網が整備されているんだけど、用地買収がなかなか困難で、都市計画道路の本来の幅員や延長が整備できない状況の中で、必要などころについてはたとえ全幅員とか都市計画道路の全延長でなくても、部分的に必要なところについては先行的あるいは優先的に整備していくというようなことを、どういう整備手法でやるか、というところが多分大きな問題だと思います。「新たな手法を検討」と書いてありますので、この検討の方向性について、いま既にものがあればお示し願いたいと思います。

もう一個だけ、道路に関してなんですが、マスタープランの本編 21 ページにまちづくりの骨格プランがあって、これで目につくのは中杉通りです。中杉通りは重点路線になっていて、五日市街道まで整備するということは理解できます。この絵を見ると、甲州街道まで行こうというかなり野心的なプランになっています。考え方としては、今回のプランの中では都市計画道路の重点的な整備地区みたいなことをやりながら整備するというお考えです。長期的な展望でもあるんですが、中杉通りの南進はどのようにお考えなのか。これは全体の骨格にかかわるので、その辺をお尋ねしたい。

済みませんが、この3つを。

都市計画課長

最初の点について私から。まず高さ制限の今回の目的とか意図するものですけれども、ご指摘のとおり杉並の場合ですと住居系が 85%で、ほとんど住居系と言っていい割合です。これまでの事例で、そういった住居系の用途の中に、例えば工場がぽつんと、緩い用途規制のもとであって、それが撤退した跡にマンションができるというような場合に、そこは住居系の中にありながら高さ制限がかからないということの結果、やはり生じる課題があったと。そういった問題意識はありました。住宅都市杉並として、高さ制限の事例を踏まえてどのように対応するべきかということでございます。

検討に当たりましては、今回はまだ方向性があるわけではなくて、高度地区の問題とも連動しますが、この制限をかけると既存不適格の問題

であるとか財産権の問題であるとか、さまざまな課題が多くあると思います。

そういったことも踏まえながらまず現状を調査して、これからその現状をもとにどうしていくべきかということ、広くご意見を伺いながら考えていきたい。そういう芽出しというふうにご理解いただければと思います。正直に言って、具体的にはこれからの課題ということでございます。

土木計画課長

私から、都市計画道路について2点お答えします。

最初の概要のほうの4ページの「体系的な道路網の整備」の5つ目の点について、確かに委員ご指摘のとおり、都市計画道路の整備がなかなか進まない中で、現に都市計画道路の計画線があつて、その中に現道があるところで一部ボトルネックになっているところがあるとか、その上の点にありますけれども、震災火災時の避難所へ向かう道路で狭い部分があると。それらについて都市計画道路事業でどのぐらいできるかというのも含めて検討していきたいということで、具体的な手法については、まだこれからの検討で東京都と打ち合わせをさせていただくということでございます。少しでも都市計画道路として、全幅員と全延長でということではないですけれども、都市計画道路の整備を着実に進めていきたいという考えを持っています。

2点目の中杉通りです。南北交通が足りないという中で、環状八号線、環状七号線の間にあるとしまして、また、東京都の防災都市づくり推進計画で中杉通りは主要延焼遮断帯ということもあります。その中で、まずは五日市街道までやっていきたいと。将来的には、道路交通網としても、延焼遮断帯という意味でも、整備をして検討していかなければいけない路線であると考えています。

会長

ほかはどうでしょうか。

委員

よろしいですか。

会長

それを最後にします。

委員

先ほど少し言い忘れたことがあります。

まずバリアフリーのほうについて、重点地区に指定されている方南町駅周辺ということで、エレベーターやエスカレーターの設置、あとは昇降機の設置ということがあります。地元の方の強い要望でもあり、重点

地区に指定することはすごくいいことだと思いますけれども、エレベーターとエスカレーターの設置が中期目標という形になっています。

住民の高齢者の方々はエレベーターを使って地下鉄の乗り降りまでのルートをしっかりしたい、自分たちが生きているうちにエレベーターがつくのかなという声が本当に町を歩いていると多いのです。

要望と言っておけばいいのでしょうか、中期、短期という目標分類があるんですけども、なるべく早くつくように区としても努力して、事業者の方とやっていっていただきたいというのが1点。

あと方南町の交差点部分、環七通りと方南通りのところですが、歩行者の信号が青になると環七を横断する信号も、方南通りを横断する信号も同時に青になりますけれども、斜めに抜けてはいけないと看板に書いてあります。警察の方々も「斜めには進んでいかないでください」という指導をされています。

自転車の方や歩行者で、一々方南通りを横断してから環七通りを横断している方々は少なく、青になっている間に斜めに進んでいくという使われ方が一般的にされています。

ただ、高齢者の方は歩くスピードが遅くなり、また車いすやベビーカーを押す方は斜めに進んでも届かないときがあります。あそこをスクランブル交差点の形にして、高齢者の方や足の不自由な方が反対側のほうまできちんと行けるような歩行者信号の青の時間をとる形の対応をしていただきたいと。

音響用のボタンを押すと、青信号の長さが少し長くなるのですか。以前の議会の議事録を見るとそういったような答弁があったんですけども、実際にそういう標識がないのです。音響用ボタンという形でしかないのです、青信号の時間が長くなるのかもわかりません。

朝も日中も歩行者の方々が横断するのに結構苦勞されているので、移動の円滑化、バリアフリー、ユニバーサルの観点からいうと、もっと使いやすくしていただくような視点を持っていただきたい。

あと、環七通り、青梅街道は歩行者用のところが、交差点に4つ横断歩道があるのではなくて、一部が抜けてコの字型の横断歩道になっている。例えば環七通りと青梅街道の交差点。セシオン杉並側から向かい側のガソリンスタンドの前に行くところは横断歩道がなくて、そこは歩道

橋になっています。それから、青梅街道と高南通り、五日市街道のところの交差点も、環七側のほうの横断歩道が1本ない。

それぞれ対岸の斜め側のほうの場所に行くときに、青梅街道などを渡ろうとすると、本当だったら青信号1本で歩行者が行ければいいのに、コの字型に移動しなければいけない場所があります。新高円寺の駅付近もそうですし、横断歩道の設置の仕方結構あります。その辺の横断歩道のあり方も考えていただければいいと思います。いかがでしょうか。

調整担当課長

3点質問がありました。

まず1点目の方南町駅のバリアフリーの件です。東京メトロから聞いていますのは、まずできるものとして、現在階段がありますところに昇降機の設置を早急に進めたいと。エレベーターやエスカレーターの整備につきましては、現在、用地を取得しております。そして、地盤調査などを行っている状況です。地元の声も強いので、メトロとしては早く進めていく方向で考えています。

2番目の交差点の信号の件です。こちらは今後もこの基本構想を策定するだけではなくて、区としてもその進捗状況を確認してまいります。交通管理者にはそういった意見をしっかり投げかけて、利用者が利用しやすいような交差点にしていきたいと考えています。

3番目のコの字型の横断歩道の形態です。私も別な仕事の担当で、警視庁と協議をしたことがあります。横断歩道橋がある交差点につきましては、平面に横断歩道をつくれないうルールがあると伺っています。こちらについても、地元の方のご意見・要望があることは交通管理者に伝えていきたいと思います。

委員

ぜひ利用者が使いやすい道路、信号、横断歩道を考えていただければと思います。よろしくお願いします。

委員

手短に。まちづくり基本方針についてなんですが、先ほど〇〇先生からもお話があった点です。今回「検討します」と記載されているものが結構あります。「具体的に推進します」「努めます」ということではなくて、「検討します」という表現になっているものがかなりあります。

目標年次は平成33年度ということですね。そうすると、平成33年度までに検討を終えるということをお考え方として示しているのか、33年度より前に、一定の結論を見て何らかの方策をとっていくというふうな姿

勢でここに記載しているのか、その点はどうなんですか。

都市計画課長

ご指摘のところは 10 年スパンのいわゆる長期的な計画ということもありまして、直接的な答えとしては「それぞれ違う」ということになると思います。ただ、なるべくスピード感を持って、必要なものは早く検討して、毎年度の予算なり実行計画のローリングに合わせて打ち出していくという基本的な考え方でございます。

ただ、この中には都市計画道路の話とか、10 年で全部できるのかとかいった現実的な課題もありますので、そういった面で、メリハリをつけながら、しっかりやっていくということでございます。

委員

中には杉並区だけでどうこうできるものではないものもありますので、それはいいんですが、例えば敷地面積の最低限度の評価などは区レベルで相当早く決断して動かしていくことは可能だと思います。

テーマによっては早期に結論を見るというような、進行管理をしっかりと明確に打ち出してもらいたいという点についてはどうですか。

都市整備部長

敷地面積の最低限度にしろ、現況をしっかりとつかまないと不適合なものが出てきても困ると。また地域によって、例えば武蔵野に近いほうは多少大きな敷地があったりして、こちらの方では例えば同じ一種低層でも 100 平米にするのが現実的なのかとか、そうしたことも踏まえて、調査をしっかりして、計画を立て、住民の皆様の意見を聞きながら着実にやっていくと、検討していきたいと考えています。

委員

いずれにしても平成 33 年度までには結論を出すということは、考え方として示したと受けとめていいのですか。

都市計画課長

先ほどご紹介したような近隣区の状況であるとか、10 年後の将来都市像をしっかり実現していくために打ち出すわけですので、時間をかける長期的な検討課題というふうには捉えていません。

できる限り情報収集した上で、早期に方向性を打ち出したいと考えています。

会長

ほかにはよろしいですか。それでは、これで報告事項は終わりにしたいと思います。

審議会の気持ちとしては、例えば〇〇委員とか今の〇〇委員の意見もそうですが、これをつくって次に例えば 33 年に見直しをすることになると思います。そのときに前のものではどこまで達成して、うまくいった

ところはそれでよし、残ったところはどうしたらいいか、そのままやりますと言ってもまた同じことが起こるんだったら、違う方法に変えとか、見直したことやどんなどを反省したかというのを次の新しいまちづくりマスタープランの最初のところに記述して、次の計画を立てるようにすると、より説得的になるというご意見だったと思います。

いま世の中はPDCAサイクルとか、いろんなことを言いますが、前の計画がどうだったから、それを受けて次はどうするということが区民にわかるようにしたほうがいいんじゃないかというご意見もあったので、そのことも頭の中に入れておいていただきたいと思います。

そういうことで、今日はこの報告は終わりにします。これで一応審議事項、報告事項は終わりですので、あと事務局から連絡があれば。

都市計画課長

ご審議をどうもありがとうございました。

今回の都市計画審議会ですけれども、冒頭に申し上げたとおり、議案としまして杉並区まちづくり基本方針の諮問をさせていただきたいと存じます。

時期につきましては、パブコメ終了後、おおむね7月ごろということで取り組んでまいりたいと思います。また、日程が定まり次第、改めてご案内させていただきますので、その節はどうぞよろしくお願ひします。以上です。

会長

そういうことでございます。

それでは、以上で本日の全ての議事が終了しましたので、第165回杉並区都市計画審議会を閉会します。どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —